

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

障害者総合支援法の一部改正（平成30年4月施行分）により、サービス内容の一部が変更されるため、障害福祉サービスを提供する事業所等が満たすべき基準を定める条例の一部を改正します。

この条例案について、皆様のご意見、ご提案をお寄せください。

【案の公表場所】

障害福祉サービス課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館にて公表しております。

なお、ホームページでご覧になる場合は、URL (<http://city.chiba.jp/go/pbc>) からご覧ください。

【意見の提出方法】

・提出期間

平成30年1月4日（木）～平成30年2月5日（月）（必着）

・提出方法

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）に対する意見」と記載のうえ、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記し、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所障害福祉サービス課
- 2 F A X 043-245-5630
- 3 電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参 千葉市役所障害福祉サービス課（市役所1階）、各区役所地域振興課

【市の考え方の公表】

提出していただいたご意見の概要とその意見に対する市の考え方は、平成30年2月中に千葉市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

電 話 043-245-5228

ファクシミリ 043-245-5630

電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp